

韓国大法院判決に関する日韓経済協会と政府との意見交換会(11/6)

長尾日韓請求権関連問題対策室長説明(案)

(はじめに)

- 皆様、報道等で御承知のとおり、10月30日に、韓国大法院が極めて遺憾な判決を出しました。
- 本日は、本件に関するこれまでの経緯や政府の立場を御説明したいと思います。

(これまでの経緯)

- 「旧朝鮮半島出身労働者」に関する問題は、1965年の日韓請求権協定により完全かつ最終的に解決済みというのが我が国の一貫した立場であり、今後もこの立場に基づいて対応してまいります。
- 特に政府としましては、日本企業の正当な経済活動の保護が最優先課題と考えておりまして、毅然とした対応をとってまいる考えです。
- 今回の判決に至る経緯として、2005年に新日鐵住金に対して損害賠償と未払賃金の支払いを求めて、韓国国内裁判所に訴えが提起されたことに始まります。
- この訴えについて、2012年5月に、韓国最高裁である大法院が原告の請求を棄却した原審判決を破棄し、差戻しを決定しました。この

差戻し裁判において、高等裁判所は各企業に対して原告一人当たり1億ウォン(日本円で約1千万円)の支払いを命じたところ、新日鐵住金が再上告、その結果として、先日10月30日に、韓国大法院は、原告一人当たり1億ウォン(約1千万円)の支払いを命ずる確定判決を下しました。

(政府の立場)

- 次に、この判決を受け、政府が取った措置を御説明いたします。まず、10月30日当日、判決は「断じて受け入れられない」旨の外務大臣談話を発出しました。ポイントとしては、
 - この判決は、日韓請求権協定第2条に明らかに反し、日本企業に対し不当な不利益を負わせるものであるばかりか、1965年の国交正常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の法的基盤を根本から覆すものであって、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできない。
 - 大韓民国が直ちに国際法違反の状態を是正することを含め、適切な措置を講ずることを強く求める。
 - また、直ちに適切な措置が講じられない場合には、日本として、日本企業の正当な経済活動の保護の観点からも、国際裁判も含め、あらゆる選択肢を視野に入れ、毅然とした対応を講ずる考えであ

り、この一環として、外務省として本件に万全の体制で臨むため、10月30日に、アジア大洋州局に日韓請求権関連問題対策室を設置。

- 以上が外務大臣談話のポイントでございます。なお、今申し上げた日韓請求権関連問題対策室については、私自身が日韓関係全般を所掌する北東アジア第一課長と同室長を兼務しております。
- また、30日当日には、河野外務大臣がイ・スフン駐日韓国大使を召致の上、強く抗議したことに加え、翌31日朝には、日韓外相電話会談を行い、河野大臣から韓国の康京和(カン・ギョンファ)外交部長官に対しても抗議を行いました。
- 現時点では、韓国政府が、どのように具体的対応を講ずるか見極めているところでございますが、いずれにいたしましても、官民がしっかり連携して対応してまいりたいと思います。

(結び)

- 本日はこの後、皆様からの様々な御質問、御意見等を頂戴し、今後の対応に当たっての参考にさせて頂きたいと思います。
私からは以上でございます。

(了)